

ASIAN WOMEN'S FUND NEWS

2001.3.15

No. 17

URL <http://www.awf.or.jp/> e-mail info@awf.or.jp

Interview



M.J.ハマー・モノド・ドウ・フロイデヴィュー
事業実施委員会 (PICN) 委員長

1941年9月28日 インドネシア スラバヤ生まれ
1942年～45年 アムバラフ及びバンユ・ピルの日本軍収容所に母親と共に収監される。
1946年 オランダに帰国 帰国後ライデン大学及びアムステルダム自由大学で法律(犯罪学、刑法、児童関係法)を専攻。
1998年7月～11月 PICN副委員長
1998年11月より PICN委員長

1942年に旧日本軍がインドネシアを占領した際、現地に居住をしていたオランダ人を抑留、捕虜としました。オランダ人捕虜のなかには、一部の旧日本軍当局者によりスマランその他の「慰安所」に強制的に連れていかれ、日本の将兵に対して性的奉仕を強いられた人たちがいました。アジア女性基金のオランダにおける償い事業は、そうした事実に基づき元「慰安婦」の方々のために実施されたものです。

1998年にアジア女性基金(AWF)とオランダ事業実施委員会(PICN)との間で交わされた覚書に基づき、PICNは償いのための事業を行ってきました。2月のオランダでの協議の際に、PICNのハマー・モノド・ドウ・フロイデヴィュー委員長に、オランダにおける償い事業についてお話をうかがいました。

—聞き手 専務理事・事務局長 伊勢桃代

(2001年2月2日於オランダ)

—この事業に携われた動機をお話いただけますか。

ハマー: 私がこの事業に携わったのは、PICNが立ちあがる前のことです。アジア女性基金、在オランダ日本大使館、そして戦争被害者の援助をしている財団との間でこの問題に対して相談をしていた頃、その財団の理事としてこの会合に加わりました。

私は被害者に関する機密情報の管理を担当しておりましたので、抑留され、強制的に「慰安婦」とされた方々の過去の状況も現在の状況も知っています。また、個人的にも多くの元「慰安婦」の方々

を存じあげていることから、初代委員長 G.L.J.ハウザー将軍が、PICNに参加するよう薦めてくださったのだと思います。私は、このことを非常にうれしく思っています。

アジア女性基金の事業を78人の方が受けてくださいました。この事業を受け取った多くの方が電話や手紙で、日本の皆さまへの感謝や、橋本総理大臣からの書簡に対して感謝の気持ちを伝えてこられました。電話や手紙での直接のやりとりから、橋本総理大臣からのお手紙が非常に大きな意味があったことがわかります。

—橋本総理のお手紙について言及されましたが、この書簡が元「慰安婦」の方々にとって、どのような意味があったのかお聞かせください。

ハマー： 総理のお手紙はオランダ首相宛てに届けられたもので、被害を受けた方に直接送られたものではありませんが、このお手紙に表明された真摯なおわびと反省の言葉が与えた影響はとても大きいものでした。

慰安所での経験は、癒されることのない身体的、精神的傷をこの方たちに負わせました。いまでも、心的外傷後ストレス障害に悩んでいる人たちがいます。その苦しみと心の傷は一生消すことができません。

しかし、このお手紙の中に表された償いの気持ちと謝罪により、いくらかの正義が行なわれたという思いが伝わったのでしょう。この事業を受けられた多くの方々から、このお言葉に対し深い感動の思いが寄せられました。元「慰安婦」の方々は、医療福祉事業と日本の国民の皆さまの深い思いに感謝していますが、橋本総理大臣のお手紙なしではこの事業をお受けするのは難しかったと思います。

元「慰安婦」の方々の苦しみは金銭によって癒されるものではありません。この方たちの心的回復のプロセスで必要とされたのは、過去の“敵”からの心のこもった言葉による癒し、具体的な行為、そして“このような事は2度と起こさせない、起こらない”という約束だったのです。

—PICNと元「慰安婦」の方々との間の信頼関係がオランダでの償い事業の成功の鍵ともいえるかと思えます。PICNはどのように発足したのですか。

ハマー： 在オランダ日本大使館は数年間にわたり、「慰安婦」問題についてオランダ政府と国民に相談をしてきました。そして、オランダで非常に尊敬されているハウザー将軍に、PICNの委員長に就任していただきたいと要請を行いました。将軍は年老いた元「慰安婦」の方々に役立つ、償いのための医療福祉事業が日本側で用意されていることを知り、PICN委員長となることに同意されたのです。ハウザー将軍のこのご決断を、私は非常に喜んでおります。

2年の準備期間を経て1998年にPICNが発足しました。この委員会のメンバーはいろいろな経験と専門性、そして高い人格を持つ人々です。そのメンバーが協力しあい、チームとして素晴らしい仕事ができたと満足しています。

—オランダにおける償い事業は事実上終了しました。この事業がなんらかの意味でオランダと日本の関係に貢献できたとお考えでしょうか。

ハマー： 私は戦争の始まる直前に生まれ、戦争中に母と共に日本のキャンプに収容されました。これは私個人の意見ですが、私の世代の人たちは許すことも、握手をすることも可能だと思います。

しかし、私よりも前の世代の人たちにとって、許すこと、過去の出来事を忘れることは非常に難しいことです。

しかし、この事業が行われたことによって、元「慰安婦」の方々の日本人に対する考え方や態度は、確実に変化してきていると思います。それは、素晴らしいことです。

一人の元「慰安婦」のお孫さんが、交換留学生として日本から招待を受けました。

その方は、お孫さんが日本に行くことに同意され、こう話されました。

「私たちは新しい世代の時代がきたことを認めなくてはなりません。私の孫が日本側のことを学び、日本の新しい世代の考え方や行動をみることは、とても重要なことだと思います。」

私たちはこの事業が成功裡に終わることを非常にうれしく思い、事業を成就できたという達成感を味わっています。また、PICNの一員となれたことを誇りに思っています。



償い事業

第2回「『慰安婦』問題についてのラウンド・テーブル」開催

テーマ 女性国際戦犯法廷が明らかにしたもの—和田春樹（東京大学名誉教授）
戦争と台湾「慰安婦」—朱徳蘭（台湾中央研究院中山人文科学研究所研究員）
中国在住の朝鮮人「慰安婦」—サラ・ソウ（サンフランシスコ州立大学助教授）
ドイツにおける戦時性暴力—永岑三千輝（横浜市立大学教授）

3月1日(木)、2日(金)の2日間、昨年初めて試みた「『慰安婦』問題についてのラウンド・テーブル」の第2回目を六本木の国際文化会館で開催しました。国内外の研究者からの報告を中心に討議を行いました。昨年はアジア地域の「慰安婦」問題をテーマの中心としたのに対し、今回はドイツを加え、テーマをより広い範囲においたことに特徴があります。

「女性国際戦犯法廷」について和田春樹氏は、同法廷の問題点をいくつか挙げた上で、しかし被害者本人が公の場で証言をすることによって癒しの場を得たのではないかと述べました。

朱徳蘭氏は台湾からの報告の中で、日本の漫画の中で描かれた『「慰安婦」の強制連行などなかった』という現地企業家の発言に対して、台湾内では、日本の歴史認識への不満が渦巻き、大問題になっていることについても触れました。日本国内ではあまり報道されていませんが、最近発行された台湾の中央紙・地方紙ともに、一齐に、このことを伝えていることからこの問題の受け止め方の深刻さがわかります。その多くは1面全面に掲載されていました。

また、サラ・ソウ氏は何千、何万の元「慰安婦」の全てを表すものではないとした上で、最近発表された資料(1986年から収集)のうち、8名の中国在住朝鮮人「慰安婦」の聞き取りを中心に報告を行いました。

ドイツに関するテーマでは、永岑三千輝氏からナチス・ドイツ支配下における強制売春とその裏側にある当時のドイツの社会状況について報告があり、これを基に日本の制度、状況と比較について活発な論議が行われました。参加者から基金に対して、今後も「慰安婦」を生んだ背景等について、幅広く研究を行ってほしいとの要望がだされました。



募金キャンペーン活動について

1. 募金活動の状況報告

昨年9月の「募金キャンペーン2000」開始以来、これまでに国民、企業、諸団体、各省庁関係者及び都道府県等地方公共団体職員、閣僚、国会議員などから、数多くの募金が寄せられました。ご協力に対しまして心から感謝申し上げます。

アジア女性基金は、引き続き、設立5周年を期に、この間の事業活動を広く国民の皆様へ報告し、また、いわゆる従軍慰安婦問題について、一層のご理解を得られるよう努力をし、償いのための募金活動を積極的に展開していきます。

2. 募金による償い金

国民からの「償い金」は、これまでフィリピン、韓国、台湾で計174名の元「慰安婦」の方々へお届けしております。

● 償い事業の 申請受付・実施期間	フィリピン	1996.8~2001.8
	韓国	1997.1~2002.1
	台湾	1997.5~2002.5
● 募金額の状況(2001.3.8現在)		
募金総額	約5億1,898万円	
「償い金」支出	3億4,800万円(174人分)	
募金残額	約1億7,098万円	

なお、国民の皆様からの募金(寄附金)はすべて「償い金」そのものとして支出しております。「償いの事業」の事務に要する管理等経費は別途国庫補助金から支出されています。

3. 募金にご協力をお願いします。

現在認定を待っている方は160名を超えております。以上のことから、一層の募金が必要となっております。

郵便局から郵便振替(払込取扱票)でお受けしております。

振替手数料は、加入者(アジア女性基金)負担となりますので、郵便局の窓口でその旨お伝えください。

郵便振替口座

女性のためのアジア平和国民基金 00180-3-71164

* 特定寄附金及び指定寄附金の扱い *

アジア女性基金への寄附金は、所得税法上の寄附金控除が認められる特定寄附金又は法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金として、大蔵大臣から指定されています。(指定期間は2000年4月12日から2001年4月11日)

償い事業

拠金者からのメッセージ

2000年9月～2001年1月

- 「慰安婦」にされた方々には、日本人がしたことですので、日本人として償いがしたいと、かねてから思っていました。アジア女性基金ができたことで、その機会が与えられたことに感謝しています。(宇都宮市・男性33歳)
- 教職員一同で募金を集めました。お受け取りください。(水戸市・高等学校)
- 永遠に「不戦の国」でありたいと願いつつ、小さいけれど「償いの心」が伝わりますよう、よろしくお願いします。(奈良市・男性)
- 元「従軍慰安婦」の方へ。「償い金」にお使い願います。(名古屋市・運輸省港湾建設局)
- 韓国ではこのアジア女性基金のことを、日本政府の責任逃れの隠れみのだとして、お金の受け取りを拒否していると聞きました。国家賠償は必要です。でも、税金から支出される国家賠償と、一人ひとりの気持ちのこもったカンパとどちらが尊いか、よく考えていただきたいと思います。私たちの気持ちが伝わらなくて、悲しくなります。(東京都大田区・女性)
- 私は軍隊経験はありませんが、元「慰安婦」の方々の存在を知り、旧日本軍がアジアの多くの女性たちに対して行った蛮行に、怒りとともに日本人として恥ずかしく思い、同時に元「慰安婦」の方々にぜひお詫びと償いの気持ちを表したいと思っております。すべての元「慰安婦」の方々がこのアジア女性基金からの「償い金」をぜひ受け取ってくださるよう、心から願っております。年金生活者ですので気持ちだけの金額ですが、再び募金させていただきます。73歳。(神戸市・男性)
- 被害者の方のことを思うと、胸が痛みます。少しでも送らせていただきます。(愛知県豊田市・女性)
- わずかですが2回目、送ります。形式的な政府による賠償よりも、民間の心のこもったこういった善意によるお金のほうが、よほど尊いということを海外の関係者がご理解してくれることを願ってやみません。(横浜市・女性)
- いろいろな意見があり、もう寄附はやめようかと思っていましたが、今回送っていただいた資料を読み、やはり一人でも喜んでくださる女性がいるのなら、日本国民の気持ちを受け取っていただくためにもこの事業は大切だと思いました。それから新理事長になられた村山富市さん、頑張ってください。そして、御苦労様です。(大阪府寝屋川市・女性)
- 年金暮らしです。わずかですが、お送りします。(埼玉県草加市・男性)
- 先の大戦で辱めをうけた方々へこころより償いいたします。(東京都東大和市・男性)
- 私たちの父祖の時代に、権力の座にいられた方々の考えによりなされた行為が、直接には関係のない子孫に負担がかかっているのを悲しく思いますが、父祖の責任を子孫の責任として、最後まで償いとお詫びをしてゆきたいと思います。悲しい思い出をお持ちのご本人に、直接お渡ししていただきたい、また受け取っていただきたいと思わずにはいられません。よろしくお願い申し上げます。(東京都国分寺市・女性)

アジア女性基金が取り組む 女性尊厳事業



専務理事・事務局長
伊勢 桃代

アジア女性基金は1995年の発足以来、女性に対する暴力の問題と取り組んできました。女性に対する暴力は、家庭内や親しい関係のなかで起こるドメスティック・バイオレンス(DV)から世界各地の内紛や武力紛争にいたるまでさまざまな場所で起きており、女性の社会的地位と尊厳に深くかかわる問題です。1948年に国連で採択された世界人権宣言をはじめとするいくつもの国際条約により人権の確立と男女平等という世界的合意がなされているにもかかわらず、女性に対する暴力はあとを絶たないばかりか、むしろ増加しているとさえ報告されています。

さまざまなプログラムを実施

アジア女性基金の事業は、女性に対する暴力を解決するために、「啓発」「予防」「問題への対応」の3つの項目の下に構築され、具体的なプログラムが実施されています。

プログラムの主題としては、DV、女性と子どもの人身売買、武力紛争下での女性の人権、子ども買春・子どもポルノ、援助交際などをとりあげてきました。女性に対する暴力は、社会全体の問題として取り上げられるべき問題であるにもかかわらず、往々にして、一個人一家族の問題として見過ごされてきたため、被害者への援助やこの問題の社会的影響なども解明されないまま放置されてきました。こうした状況を改善するためには、「暴力、特に、弱者、女性や子どもに対する暴力は許されるものではない」という社会的合意を作ることが必要です。この問題における啓発の重要性は、それが予防や、支援体制の強化につながる点にあります。

基金の「啓発」のための事業では、女性の人権に関する情報、女性に対する暴力の実態やその分析、被害にあった場合の対応のしかた、相談窓口の情報など、日常生活と結びついた情報を、パンフレット、シンポジウム、パネル討論会、雑誌等をつうじて、国民の皆さまにお伝えする努力を重ねています。

NGOなどに役立つものを目指し

女性に対する暴力の問題は、家庭内であれ、武力紛争下であれ、女性の社会的地位や尊厳と深い関係があります。それに対応する考え方、支援のためのシステムの充実など、総合的アプローチがなければ予防や解決はできません。

基金の「予防」のための事業では、研究者や専門家の見解、国連をはじめとする国際機関での討議をふまえ、NGOやNPOの経験を活かしながら、実際に役立つプログラムをつくることを目標にしてきました。具体的には、専門家の研究会を定期的に開催し、最新の学問的な成果を活かすとともに、国際会議や国際的ネットワークを通じて各国での状況や対応のしかたについても研究しています。また、NGOの支援をしながら、その経験や成果をできる限り国民の方々やNGOに還元する努力もしてきました。その一環として、国際的に発表され認められた刊行物や国際機関から発表された報告書などを実用に供せるよう、翻訳も行っています。

支援のためのネットワークを

すでに発生してしまった暴力被害への対応、いま起きている暴力への対応については、法律、支援のための機関、人材、予算、そしてこれらのものを支える世論の力等、社会全体の協力が必要です。

基金では、政府、NGO、国民が総合的に協力するネットワークづくりに貢献するため、「問題への対応」の事業として、被害を受けた人の支援を行っているNGOとの協力、援助者を育成するための研修を行ってきました。

今後とも啓発事業に取り組む

基金事業の5年の歩みを省みると、女性と暴力の問題に変化の兆しがみえます。その変化とは、社会全体、政治家、行政、マスコミがこの問題に興味を示し、動き始めたことです。法制度の確立へ向けての動きや、警察の被害者への対応も変化してきました。数多くの県・市町村で基金の講演会や研修を実施してきましたが、自治体・各相談機関・NGOの積極的な協力もありました。

21世紀、市民の参加を基にして、政府とNGOがともに協力して社会の問題と取り組むことが解決への鍵となると感じています。だれもが女性への暴力は、被害を受けた人だけに留まるのではなく、その次の世代の子どもたちをも巻き込むものであるということ認識する必要があります。



Q&Aハンドブック

平成12年度女性尊厳事業

アジア女性基金では、ドメスティック・バイオレンス(以下DVと略す)をはじめ、女性に対する暴力のない社会をめざし、今年度次のような事業を実施しました。

【テレビ制作放映】 2000年12月24日 16:55～17:20
テレビ東京系列6局で「DV～子どもたちは今」を放映。

【婦人公論に広告掲載】
「婦人公論」とタイアップし16回の広告掲載。法律相談・NGOの取り組み・アジア女性基金の事業などを紹介。

【カレンダー】
「子どもって、なんだろう。大人ってなんだろう。～子ども買春、子どもポルノ、子どもの人身売買は、私たち大人の問題です～」
2001年12月に横浜で開催される「第2回 子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」に向けたポスターカレンダー

【国際専門家会議と公開フォーラム】
「ドメスティック・バイオレンスを根絶するためには」
アジア太平洋地域各国のDVに対する取り組みと今後の方策について討議。

【女性の尊厳と司法環境】
女性の被害者をいかに守るか、被疑者や受刑者が女性であるために受ける差別や人権侵害をいかになくすかなど、司法制度が真の保護・救済・矯正機関として機能するための方策について討議。
*報告書をご希望の団体は下記までご連絡ください。

【公開セミナー】
「ドメスティック・バイオレンス～家庭内における女性と子どもへの影響～」
千葉、東京、静岡、埼玉、宮城、北海道で開催。各地の自治体との共催が実現し、幅広い層の方々が参加。

【啓発ビデオ・ポスター】
ビデオ「ドメスティック・バイオレンス
～家庭内における女性と子どもへの影響～」
ポスター「ママを殴らないで」

全国の自治体、女性センター、婦人相談所、各都道府県警察本部などに配布。
10月下旬には、首都圏JR各電車内に「ママを殴らないで」啓発広告を掲載。

【援助者のためのワークショップ】
「ドメスティック・バイオレンス～家庭内における女性と子どもへの影響」
2日間12時間にわたる援助者のためのスキルアップ研修。公的機関の相談員、シェルター職員、看護婦、ケースワーカー、保健婦、警察官、スクールカウンセラーなど延べ250人が参加。 *報告書をご希望の団体は下記までご連絡ください。

【Q&Aハンドブック】
「性暴力Q&A～心とからだの回復のために～」
「インターネット・ルール～ネットワーク社会と子どもたちの安全～」
「【援助交際】について考えるためのハンドブック
—成人男性意識調査レポートから」
全国の自治体、女性センター、婦人相談所、福祉事務所、児童相談所、各自治体の教育委員会、警察、NGOなどに配布。
*ハンドブックをご希望の方は、下記までお問い合わせください。

【調査・研究】
「DV家庭における女性と子どもの被害～DVと子どもの虐待の関連及び暴力の連鎖の実態について～」など

【メンタルケア技術開発(研究会)】
「DVや性暴力における援助のあり方～女性の被害者に対して、援助者は何を留意すべきか～」
「DVへの対応～エンパワメントとカップル間コミュニケーションの可能性～」
「DV加害者への対応～米国での取り組みを参考に～」などの研究会を開催 *報告書をご希望の団体は下記までご連絡ください。

【NGO支援事業】
女性の基本的人権の尊重に関わる広報活動や、女性の自立にかかわる活動を支援しています。今年度は、「DVに関する啓発リーフレット作成」「HIV女性感染者のためのシェルター施設の広報事業」、「シェルター運営スタッフ育成講座」など数多くのNGOの事業に支援を行いました。

お知らせ
平成13年度の申請受付は4月1日から4月27日(申請書必着)。
お問い合わせは、下記までお願いします。
募集要項・申請書式などは、下記のホームページからもプリントアウトできます。
TEL.03-3583-9322 URL <http://www.awf.or.jp>

「女性の尊厳と司法環境」—専門家会議・公開フォーラム開催

2000年11月19、20日の2日間、国際法律家協会(ICJ)と共催で神奈川県箱根町にて専門家会議を、21日に横浜市で公開フォーラムを開催しました。「女性の尊厳と司法環境」をテーマに、アジア太平洋各国、ヨーロッパおよび国内から司法に携わっている専門家を中心に、ICJ、国連人権委員会・人権促進保護小委員会や国連旧ユーゴ刑事裁判所(ICTY)等からも参加し、討議を行ないました。

専門家会議

専門家会議では、裁判のなかで女性の被害者や目撃者をいかに外部から守っていくか、女性の被疑者や受刑者が女性であるがために受ける差別や人権侵害をどのようになくしていくか、また子どもを含む国際的な人身売買をなくすためにどのような国際的な枠組みを作っていくかなどをテーマに議論しました。

各国では司法に携わる女性の割合がどのようになっているか、法廷内で被害者や目撃者を守るためにどのような規制を行なっているかなど現況を報告し合ったなかで、次のような課題が提示されました。

- マリタールレイプ(夫婦間レイプ)を含むドメスティックバイオレンスは家庭内における問題とされ、訴訟問題とならず加害者は処罰されない。
- 国際的な裁判機関では証言等に数種類の言語が使用され、通訳の役割が大変重要である。
- 女性受刑者の数が増加し施設の収容能力を超えている。
- 司法に携わる女性の割合が増えることによって、司法の中での女性の尊厳がより守られるようになるとは限らない。

今後もこうした専門家会議を続けていくことを確認して閉会しました。



11月21日 公開フォーラム ▶

公開フォーラム

公開フォーラムには学生を中心に約50名の参加があり、専門家会議に出席した各国専門家により現状についての報告がありました。

この専門家会議の報告書については近く出版いたします。(和文・英文)

■ 専門家会議参加者 ■

アルジェリア ライラ・ゼロウギ氏(最高裁判所弁護士、国連人権委員会・人権促進保護小委員会)

オーストラリア ジョセリン・スコット氏(弁護士、タスマニア反差別委員会)

香港 ウォン・ヒン・チャン氏(地方裁判所判事)

マレーシア ザリザナ・アブドゥール・アジズ氏(弁護士、女性緊急避難センター)、カマル・アイニア(高等裁判所弁護士)

ネパール サパナ・マラ(弁護士アジア太平洋国際女性の権利・行動監視委員会)

ルーマニア ユリア・モトック(ブカレスト大学、国連人権委員会・人権促進保護小委員会)

タイ パラサン・ワタナパニッチ(タマサット大学法学部教授)

ICJ ニルマラ・パンディット

ICTY 藤原広人

日本 野田愛子(弁護士・アジア女性基金(AWF)呼びかけ人)、横田洋三(東京大学法学部教授・AWF運営審議会委員長)、林陽子(弁護士・AWF運営審議会委員)、橋本ヒロ子(十文字学園女子大学教授・AWF運営審議会委員)、土井香苗(弁護士)、上原巻善(法務省入国管理局)、元百合子(反差別国際運動日本委員会)、上野哲史(自由人権協会)、大賀恵美子(日本カナダ教育文化交流財団)、久保田有香(東京大学)、望月康恵(北九州大学外国語学部)

「ドメスティック・バイオレンス ～家庭内における女性と子どもへの影響～」

アジア女性基金では、平成12年度、「DV ～家庭内における女性と子どもへの影響～」というテーマで、国際会議・公開セミナー・援助者のためのワークショップを開催したほか、啓発ポスターやビデオの制作、調査研究、テレビの放映も行いました。

【国際会議】

「ドメスティック・バイオレンスを根絶するためには」

- 2000年 8月 7・8日 専門家会議 東京都
8月 9日 公開フォーラム 東京都

【公開セミナー】

- 2000年11月 1日 千葉県 千葉市
(山口恵美子・吉廣紀代子・佐々木祐生)
11月 7日 東京都 渋谷区
(信田さよ子・吉廣紀代子・米田弘枝・倭文真智子)
11月 14日 静岡県 沼津市
(関野真理子・吉廣紀代子・大石英二)
11月 15日 埼玉県 与野市
(秋山宇代・高倉富美子・小宮純一)
11月 18日 宮城県 気仙沼市
(後藤裕・友田尋子・佐々木宏司)
2001年 2月 9日 北海道 旭川市
(吉永陽子・高本美明・村田恵子)

【ワークショップ】

- 2000年10月20・22日 東京都 (後藤弘子・吉永陽子)
11月 5・6日 東京都 (吉永陽子・園田雅代)
11月11・12日 東京都 (吉永陽子)
11月18・19日 東京都 (吉永陽子)
11月25・26日 東京都 (後藤弘子・吉永陽子)
2001年 1月20・21日 東京都 (園田雅代・関野真理子)
1月27・28日 東京都 (園田雅代・関野真理子)
2月 2・3日 東京都 (加茂登志子・信田さよ子)
2月 9日 北海道 (吉永陽子)

後藤 裕さん(精神科医)の 基調報告から



両親の暴力が目の前で展開されると、子どもはとても恐怖におびえます。そういう暴力を防げないことに対して、自分が無力であることを痛感し、暴力をふるう父親に対しても、父親の暴力を誘発してしまった母親に対しても怒りを感じます。安心と安全の場を彼から奪ってしまった両親に対する怒りと、そこから逃れられないことに対する悲しみを感じるのです。

夜、夫婦げんかをしているとき、子どもは自分の部屋に行っても全身を耳にして、両親のけんかがどうなっているか探っています。そして不安なまま眠る。だいたい親は、自分たちのことで精一杯で、子どもに関心を向ける余裕がない。展開されているけんかが、けんかとはいえなくて一方的な暴力のとき、子どもは、たとえばお父さんがお母さんに暴力をふるわ



▲11月7日東京会場公開セミナー

◀ポスター

▼11月25日ワークショップ



ない日があっても、いつ始まるかずっと緊張している。月1度でもそのようなことがあれば、他の日は、いつ起こるか警戒の日々なのです。

子どもが子どもとして親から認められていない。本来ならば関心を向けて、いたわってやらなければならない子どもが、子どもとして認知されていないというようなことになっている。一生懸命この家に安全や平和をもたらそうと思ってがんばっていて、親に心配をかけることもしない。率先して危機を回避していくというようなことをやっているのです。

そういうようなことをずっとやり遂げるといのは、相当意志が強くないとできません。そこまでのパワーがない場合は、小さいうちに様々な症状を起こしてきます。幼稚園とか小学校で落ち着きがない。チックや爪かみが出る。夜尿が起こる。学校へ行けなくなる、不潔恐怖になってやたらに手を洗う。心臓がドキドキして不安発作に見舞われる。これらはすべてそれ以外の状況でも起きますが、背

後にDVがあることを疑ってかかる必要があります。DVがあると、このようなサインを出してきます。そこで見逃すと、後々大変なことになるわけです。

そのような症状を抱えて精神科や小児科に来て、そこでDVが見つかって、第三者が家族の中に介入することができる、その後の様々な問題を回避できる可能性が少し出てくる。でも、ここでも引っかからなかったときは、子どもがさらに大きな問題を抱えて相談機関を訪れるしかなくなってくるのです。

彼らは、自分は死んでも別に構わない、生きるのがとってもつらいということで相談機関を訪れます。自分を信じるためには自分が存在している意味を無条件で承認されることが必要です。承認されて初めて自分が信じられるし、社会にも出ていけるのです。しかし、家の中がそういう状態だと親が子どもに関心を向けることができないので、承認されるという機会を逸している。彼らの場合はすべて自前でやってきている。まわりの

人が自分をどう見ているか、ここでどうふるまったら受け入れられるかを考えながら生きているわけです。ですから、いつも人の目を気にしながら生きている。

彼らの話を聞いてみると、絶えず危機を回避するように生きていますから、安心して自分の欲求とか感情を親に訴えたり表現したりということをしていない。そして、してはいけないこと、しなければならないことで頭がいっぱいで、自分が何が好きで何が嫌いかということがよくわからない。この人と付き合いたいとか、仲良くなりたいというのがありませんから、出会った人すべてに同一化してしまい、一心同体になってしまう。それは彼らに自分がないということなのです。

ともかく、非常に苦しい、緊張した対人関係を結んでいるわけです。そのような世界観、対人関係を持って社会に出ていったとき、何らかのきっかけで本人自身が絶望的になったり、もうこれでおれは生きていけないと思ったりするのは、当たり前過ぎることです。

2000年

- 1月 18・19日 名古屋で援助者のためのスキルトレーニング「援助者の直面する問題」開催
- 1月 20・21日 名古屋で援助者のためのスキルトレーニング「援助者の直面する問題」開催
- 1月 23・24日 東京で援助者のためのスキルトレーニング「援助者の直面する問題」開催
- 1月 26日 三重県津市でセミナー「女性への暴力のない社会をめざして」開催
- 1月 28・29日 東京で援助者のためのスキルトレーニング「援助者の直面する問題」開催
- 1月 30日 高知県高知市でセミナー「一人で苦しめないで一家庭内の暴力も犯罪です」開催
- 2月 1日 東京で援助者のためのワークショップ「基礎的知識と対応」開催
- 2月 2日 東京で援助者のためのワークショップ「電話での対応」開催
- 2月 3日 東京で援助者のためのワークショップ「基礎的知識と対応」開催
東京都葛飾区でセミナー「夫・恋人からの女性への暴力をなくそう」開催
- 2月 4日 東京で援助者のためのワークショップ「電話での対応」開催
- 2月 5日 山形県山形市でセミナー「ドメスティック・バイオレンスは許さない」開催
- 2月 28日 償い事業 フィリピン、韓国、台湾で150人を超える
- 3月 8日 東京で援助者のためのワークショップ「基礎的知識と対応」開催
- 3月 13日 大阪で「NGO交流会」開催
東京で援助者のためのワークショップ「基礎的知識と対応」開催
- 3月 14日 東京で援助者のためのワークショップ「基礎的知識と対応」開催
- 3月 22日 東京で援助者のためのワークショップ「基礎的知識と対応」開催
- 6月 5日～9日 ニューヨーク国連特別総会「女性2000年会議」へ出席
- 8月 7日～9日 東京で「ドメスティック・バイオレンスを根絶するためには」国際専門家会議・公開フォーラム 開催
- 9月 1日 村山富市元総理大臣、理事長に就任。償い事業 フィリピン、韓国、台湾で170人。
募金呼びかけのためのキャンペーン2000開始。
- 10月 7日 アジア女性基金5周年テレビ番組「慰安婦問題とは一政府と国民の取り組み」制作放映
- 10月 20・22日 東京で援助者のためのワークショップ「ドメスティック・バイオレンス一家庭内における女性と子どもへの影響」開催
- 11月 1日 千葉市でセミナー「ドメスティック・バイオレンス一家庭内における女性と子どもへの影響」開催
- 11月 5・6日 東京で援助者のためのワークショップ「ドメスティック・バイオレンス一家庭内における女性と子どもへの影響」開催
- 11月 7日 東京でセミナー「ドメスティック・バイオレンス一家庭内における女性と子どもへの影響」開催
- 11月 11・12日 東京で援助者のためのワークショップ「ドメスティック・バイオレンス一家庭内における女性と子どもへの影響」開催
- 11月 14日 静岡県沼津市でセミナー「ドメスティック・バイオレンス一家庭内における女性と子どもへの影響」開催
- 11月 15日 埼玉県与野市でセミナー「ドメスティック・バイオレンス一家庭内における女性と子どもへの影響」開催
- 11月 18日 宮城県気仙沼市でセミナー「ドメスティック・バイオレンス一家庭内における女性と子どもへの影響」開催
- 11月 18・19日 東京で援助者のためのワークショップ「ドメスティック・バイオレンス一家庭内における女性と子どもへの影響」開催
- 11月 19・20日 神奈川県箱根で「女性の尊厳と司法環境」専門家会議
- 11月 21日 神奈川県横浜市で「女性の尊厳と司法環境」公開フォーラム開催
- 11月 25・26日 東京で援助者のためのワークショップ「ドメスティック・バイオレンス一家庭内における女性と子どもへの影響」開催
- 11月 29日 東京で「アジア女性基金事業報告会」開催
- 12月 3日～7日 地方紙等に募金の呼びかけのための新聞広告
- 12月 24日 テレビ東京系列6局で「ドメスティック・バイオレンス一子どもたちは今」制作放映

2001年

- 1月 20・21日 東京で援助者のためのワークショップ「ドメスティック・バイオレンス一家庭内における女性と子どもへの影響」開催
- 1月 25日～2月 5日
地方紙等に募金への呼びかけのための新聞広告
- 1月 27・28日 東京で援助者のためのワークショップ「ドメスティック・バイオレンス一家庭内における女性と子どもへの影響」開催
- 2月 2・3日 東京で援助者のためのワークショップ「ドメスティック・バイオレンス一家庭内における女性と子どもへの影響」開催
- 2月 9日 旭川市で援助者のためのワークショップ及びセミナー
「ドメスティック・バイオレンス一家庭内における女性と子どもへの影響」開催
- 3月 1・2日 東京でラウンド・テーブル「『慰安婦』問題」
- 3月 9・10日 東京でアジア女性基金とNGO・NPO交流会
- 3月 18日 東海道400年祭 イベント参加（静岡県三島市）募金呼びかけ
- 3月 22日 大阪で「アジア女性基金事業報告会」開催